

入札告示

札幌市告示第 1206 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 3 年 2 月 26 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒004-0007 札幌市厚別区厚別町下野幌45番地39
札幌市厚別区土木部維持管理課事務係（電話 011-897-3800）

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

- ア 厚別区公園遊器具等維持管理業務（西地区）
- イ 厚別区公園遊器具等維持管理業務（東地区）
- ウ 厚別区公園遊器具等維持管理業務（南地区）

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30～令和 2 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において（大分類）一般サービス業、（中分類）機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業に登録されていること。
- (3) 一般社団法人日本公園施設業協会が認定する公園施設製品安全管理士の資格を有する者を直接雇用していること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記 1 に同じ。なお、入札説明書を交付する期間は、この告示の日から入札日の前日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く）の毎日、8 時 45 分から 17 時 15 分までとする。

又、厚別区ホームページ（下記 URL 参照）の当該案件のページからダウンロードできる。

〔URL〕 <http://www.city.sapporo.jp/atsubetsu/doboku/keiyaku3-ippan1.html>

(2) 入札の日時及び場所

ア 厚別区公園遊器具等維持管理業務（西地区） 令和 3 年 3 月 16 日（火）10 時 00 分

イ 厚別区公園遊器具等維持管理業務（東地区） 令和 3 年 3 月 16 日（火）10 時 15 分

ウ 厚別区公園遊器具等維持管理業務（南地区） 令和 3 年 3 月 16 日（火）10 時 30 分

札幌市厚別区土木センター第一会議室（札幌市厚別区厚別町下野幌 45 番地 39）

(3) 開札

入札終了後、直ちに上記(2)の場所にて行う。

※開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。ただし、持参または送付による入札をした者がおり、直ちに再度入札を行うことができない場合は、契約担当部局から入札者全員に対し別に日時を定めて再度入札を行う旨を連絡したうえで、当該日時に再度の入札を行う。

(4) 入札書の提出方法

上記(2)の指定日時及び場所において紙入札方式により直接入札箱へ投函するか、持参又は送付により提出すること。

なお、持参又は送付により提出する場合は、上記 1 の契約担当部局あてに令和 3 年 3 月 16 日（火）9 時 30 分（必着）までに提出すること。

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、入札説明書に示す書類(上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者の入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。